

千葉県地球温暖化防止計画期間延長新旧対照表

新
第1章 計画策定の背景 …変更なし

旧

新

第2章 計画の基本的事項

1 計画の位置づけ

本計画は、地球温暖化対策推進法に基づき、本県における自然的社会的な地域特性に応じて、地球温暖化対策の推進に関する基本的方向を示すとともに、各分野における排出削減目標、吸収量、目標達成のための対策、対策を持続的に推進するための方法、推進体制の整備等を盛り込んだものであり、本県における地球温暖化対策を推進するための指針となるものです。

また、1996(平成 8)年に策定された千葉県環境基本計画の基本理念の一つである「地球環境保全への貢献」に係る取組を展開するための具体的な行動計画の性格を併せ持つものです。

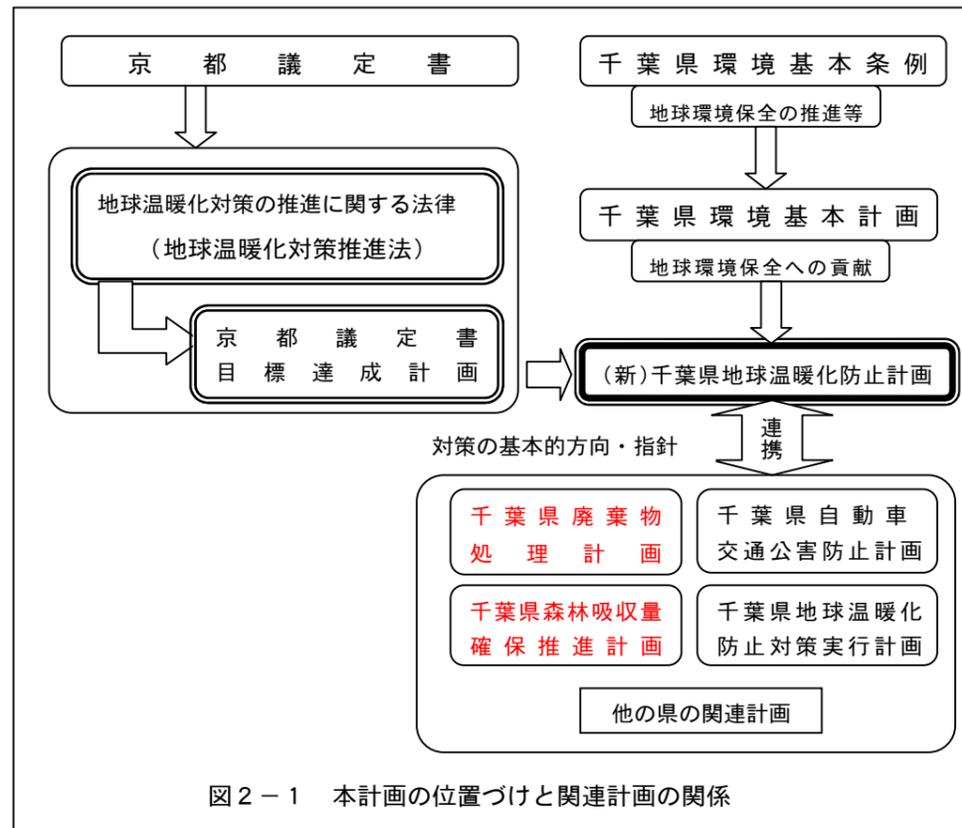


図2-1 本計画の位置づけと関連計画の関係

3 計画の期間

本計画の期間は、京都議定書の第一約束期間である2012年(平成24年)までを原則としつつ、新たな計画の策定までとします。

4 計画の対象

□対象地域：千葉県全域 (九都縣市などとの広域的な連携)

旧

第2章 計画の基本的事項

1 計画の位置づけ

本計画は、改正施行された地球温暖化対策推進法第20条に基づき、本県における自然的社会的な地域特性に応じて、地球温暖化対策の推進に関する基本的方向を示すとともに、各分野における排出削減目標、吸収量、目標達成のための対策、対策を持続的に推進するための方法、推進体制の整備等を盛り込んだものであり、本県における地球温暖化対策を推進するための指針となるものです。

また、1996(平成 8)年に策定された千葉県環境基本計画の基本理念の一つである「地球環境保全への貢献」に係る取組を展開するための具体的な行動計画の性格を併せ持つものです。

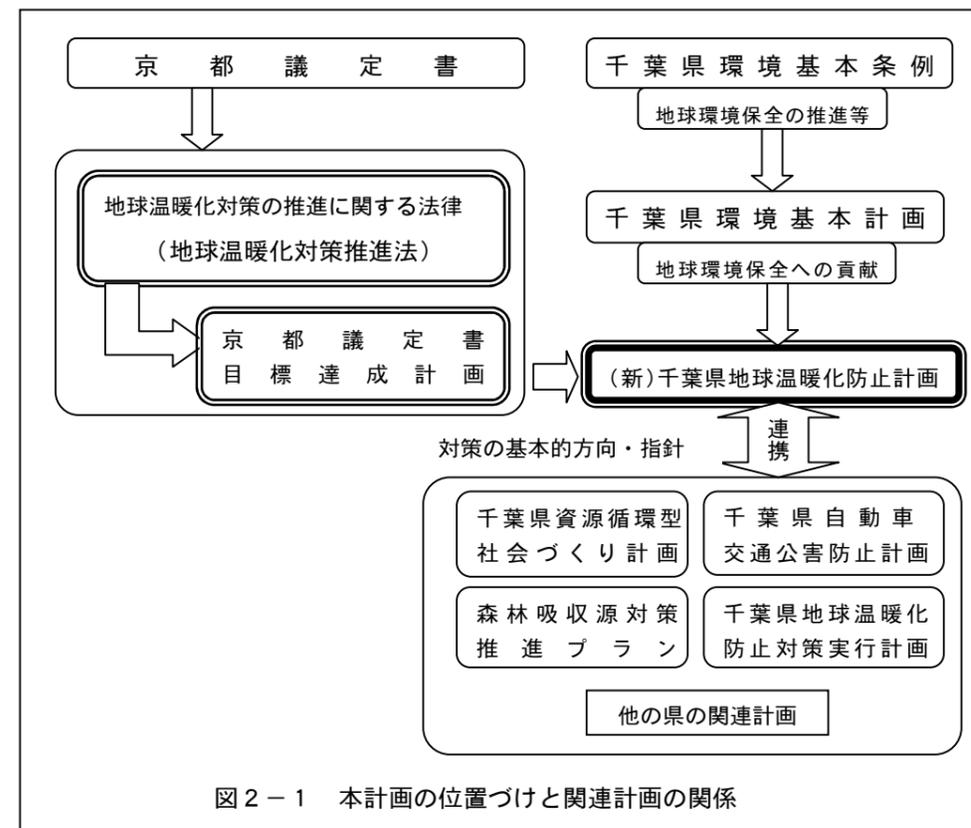


図2-1 本計画の位置づけと関連計画の関係

3 計画の期間

本計画の期間は、現行計画と同じとし、2006(平成 18)年から京都議定書の第一約束期間(2008年～2012年)の中間年である2010(平成 22)年とします。

4 計画の対象

□対象地域：千葉県全域 (八都縣市などとの広域的な連携)

新

第3章 温室効果ガス排出実態及び将来予測

…変更なし

旧

新
<p>第4章 温室効果ガス排出削減目標</p> <p>第3節 削減目標の設定</p> <p>第2節の「削減目標設定の考え方」に即し、二酸化炭素に関する原単位による削減目標を以下のように設定します。</p> <p>削減目標</p> <p>【家庭】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆2010(平成 22)年において、家庭1世帯当たりのエネルギー使用量(電気、ガス、灯油)を2002(平成 14)年から10%削減し、新たな「千葉県地球温暖化防止計画」策定(原則 2012(平成 24)年)まで、その水準を維持する ○1世帯当たりのエネルギー使用量を 38,754MJ/世帯⇒34,879MJ/世帯 ○県全体で二酸化炭素排出量を 597 千 t-CO₂ 削減 ◆2010(平成 22)年において、自家用自動車1台当たりの燃料使用量を2002(平成 14)年から10%削減し、新たな「千葉県地球温暖化防止計画」策定(原則 2012(平成 24)年)まで、その水準を維持する ○自家用自動車1台当たりの燃料使用量を 1,010 ㍓/台⇒909 ㍓/台 ○県全体で二酸化炭素排出量を 612 千 t-CO₂ 削減 ◆2010(平成 22)年において、1人当たりのごみ(一般廃棄物)排出量を2002(平成 14)年から概ね10%削減し、新たな「千葉県地球温暖化防止計画」策定(原則 2012(平成 24)年)まで、その水準を維持する ○1人当たりのごみ(一般廃棄物)排出量を 1,062g/人・日⇒約 100g/人・日削減 ○県全体で二酸化炭素排出量を 89 千 t-CO₂ 程度削減 <p>【事務所等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆2010(平成 22)年において、事務所等の床面積1m²当たりのエネルギー使用量(電気、ガス、燃料油等)を基準年から5%削減し、新たな「千葉県地球温暖化防止計画」策定(原則 2012(平成 24)年)まで、その水準を維持する ○床面積当たりのエネルギー使用量を 1,885MJ/m²⇒1,791MJ/m² ○県全体で二酸化炭素排出量を 348 千 t-CO₂ 削減 <p>【運輸】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆2010(平成 22)年において、貨物自動車1台当たりの燃料使用量を2002(平成 14)年から5%削減し、新たな「千葉県地球温暖化防止計画」策定(原則 2012(平成 24)年)まで、その水準を維持する ○貨物自動車1台当たりの燃料使用量を 2,841 ㍓/台⇒2,699 ㍓/台 ○県全体で二酸化炭素排出量を 184 千 t-CO₂ 削減

旧
<p>第4章 温室効果ガス排出削減目標</p> <p>第3節 削減目標の設定</p> <p>第2節の「削減目標設定の考え方」に即し、二酸化炭素に関する原単位による削減目標を以下のように設定します。</p> <p>削減目標</p> <p>【家庭】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆2010(平成 22)年において、家庭1世帯当たりのエネルギー使用量(電気、ガス、灯油)を2002(平成 14)年から10%削減する ○1世帯当たりのエネルギー使用量を 38,754MJ/世帯⇒34,879MJ/世帯 ○県全体で二酸化炭素排出量を 597 千 t-CO₂ 削減 ◆2010(平成 22)年において、自家用自動車1台当たりの燃料使用量を2002(平成 14)年から10%削減する ○自家用自動車1台当たりの燃料使用量を 1,010 ㍓/台⇒909 ㍓/台 ○県全体で二酸化炭素排出量を 612 千 t-CO₂ 削減 ◆2010(平成 22)年において、1人当たりのごみ(一般廃棄物)排出量を2002(平成 14)年から概ね10%削減する ○1人当たりのごみ(一般廃棄物)排出量を 1,062g/人・日⇒約 100g/人・日削減 ○県全体で二酸化炭素排出量を 89 千 t-CO₂ 程度削減 <p>【事務所等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆2010(平成 22)年において、事務所等の床面積1m²当たりのエネルギー使用量(電気、ガス、燃料油等)を基準年から5%削減する ○床面積当たりのエネルギー使用量を 1,885MJ/m²⇒1,791MJ/m² ○県全体で二酸化炭素排出量を 348 千 t-CO₂ 削減 <p>【運輸】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆2010(平成 22)年において、貨物自動車1台当たりの燃料使用量を2002(平成 14)年から5%削減する ○貨物自動車1台当たりの燃料使用量を 2,841 ㍓/台⇒2,699 ㍓/台 ○県全体で二酸化炭素排出量を 184 千 t-CO₂ 削減

新

【製造業】

- ◆2010(平成 22)年において、化学工業における製造品出荷額等当たりのエネルギー消費量を基準年から 10%削減し、新たな「千葉県地球温暖化防止計画」策定(原則 2012(平成 24)年)まで、その水準を維持する
 - ◆2010(平成 22)年において、石油精製業における製油所当たりのエネルギー消費量を基準年から 10%削減し、新たな「千葉県地球温暖化防止計画」策定(原則 2012(平成 24)年)まで、その水準を維持する
 - ◆2010(平成 22)年において、鉄鋼業における粗鋼生産量当たりのエネルギー消費原単位を基準年から 10%削減し、新たな「千葉県地球温暖化防止計画」策定(原則 2012(平成 24)年)まで、その水準を維持する
 - ◆2010 (平成 22) 年において、化学工業、石油精製業、鉄鋼業以外の製造業における製造品出荷額等当たりの二酸化炭素排出原単位を 2002(平成 14)年から 10%削減し、新たな「千葉県地球温暖化防止計画」策定(原則 2012(平成 24)年)まで、その水準を維持する
- 製造品出荷額等当たり 4.26 t-CO2/百万円⇒3.84 t-CO2/百万円
- 県全体で二酸化炭素排出量を 583 千 t-CO2 削減
- ※化学工業、石油精製業及び鉄鋼業の目標については環境自主行動計画に基づく業界団体の削減目標に準拠している

旧

【製造業】

- ◆2010(平成 22)年において、化学工業における製造品出荷額等当たりのエネルギー消費量を基準年から 10%削減する
 - ◆2010(平成 22)年において、石油精製業における製油所当たりのエネルギー消費量を基準年から 10%削減する
 - ◆2010(平成 22)年において、鉄鋼業における粗鋼生産量当たりのエネルギー消費原単位を基準年から 10%削減する
 - ◆2010 (平成 22) 年において、化学工業、石油精製業、鉄鋼業以外の製造業における製造品出荷額等当たりの二酸化炭素排出原単位を 2002(平成 14)年から 10%削減する
- 製造品出荷額等当たり 4.26 t-CO2/百万円⇒3.84 t-CO2/百万円
- 県全体で二酸化炭素排出量を 583 千 t-CO2 削減
- ※化学工業、石油精製業及び鉄鋼業の目標については環境自主行動計画に基づく業界団体の削減目標に準拠している

新

第5章 目標達成のための対策及び施策

… 変更なし

旧

新

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

(2) 各主体との連携

② 国、**九**都県市との連携

国においては、目標達成計画を定め、広範な排出抑制対策を展開しています。地球温暖化対策は、エネルギー千作や革新的な環境・エネルギー技術の研究開発、さまざまな主体の取組に対する経済的誘導措置など、国の方針や枠組みに基づく取組に負うところが大きいことから、国の施策との緊密な連携を図りながら地球温暖化対策を推進します。

特にこれまで地球温暖化に係る各種対策・施策を共同で実施してきた**九**都県市とは、定期的に情報交換等を行うとともに、引き続き、連携して地球温暖化対策を推進します。

2 計画の進行管理

本計画を着実に推進し、実効あるものとするため、マネジメントシステム（PDCA サイクル）を取り入れ、**千葉県環境審議会において**、定期的(年1回以上)に計画の進捗状況等を点検・評価し、必要な対策・施策の追加・拡充または見直しを行い、継続的改善を図ります。

旧

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

(2) 各主体との連携

② 国、**八**都県市との連携

国においては、目標達成計画を定め、広範な排出抑制対策を展開しています。地球温暖化対策は、エネルギー千作や革新的な環境・エネルギー技術の研究開発、さまざまな主体の取組に対する経済的誘導措置など、国の方針や枠組みに基づく取組に負うところが大きいことから、国の施策との緊密な連携を図りながら地球温暖化対策を推進します。

特にこれまで地球温暖化に係る各種対策・施策を共同で実施してきた**八**都県市とは、定期的に情報交換等を行うとともに、引き続き**八**都県市が連携して地球温暖化対策を推進します。

2 計画の進行管理

本計画を着実に推進し、実効あるものとするため、県民、NPO、事業者、行政から組織される「千葉県地球温暖化防止計画推進会議(仮称)」を設置するとともに、マネジメントシステム（PDCA サイクル）を取り入れた計画の進行管理を行います。具体的には、定期的(年1回以上)に計画の進捗状況等を推進会議において点検・評価し、必要な対策・施策の追加・拡充または見直しを行い、継続的改善を図るアプローチを採用します。